



山梨労働局発表
平成24年5月29日

平成23年度雇用均等行政関係法令の施行状況及び山梨県の働く女性の現状について

－労使の個別紛争に関する救済申立てはいずれも女性労働者から－

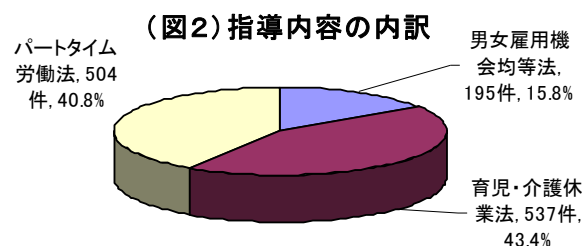
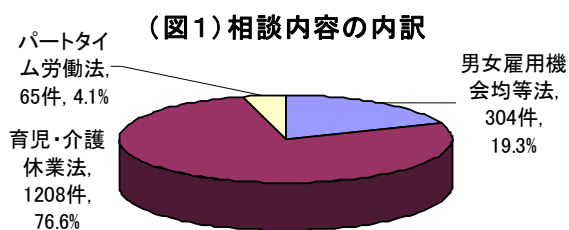
山梨労働局(局長 山口 晃)は、平成23年度における雇用均等行政関係法令である男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の施行状況を取りまとめた。

雇用均等室に寄せられる相談は、育児・介護休業法に関するものが76.6%と最も多くなっており、平成22年に同法が改正されたときに引き続き、平成24年7月の全面施行を前に、変わらず関心の高さがうかがわれる。また、指導状況をみると、育児・介護休業法に関するものが43.4%、パートタイム労働法に関するものが40.8%となっている。

一方、個別紛争解決援助の救済申立ては16件あり、いずれも女性労働者からのものであった。

これを受けて、当局は、平成24年度において、県内事業場の法違反の是正を徹底するとともに、労使の個別紛争については、迅速・適切な解決を図っていく。

また、山梨県の働く女性について取りまとめたところ、この25年間で女性雇用者は、4万人増加している一方で、パート・アルバイト等の占める割合が半数を超えている。



配付資料

別添 紛争解決援助事例

[資料1 男女雇用機会均等法関係相談・指導等状況](#)

[資料2 育児・介護休業法関係相談・指導等状況](#)

[資料3 パートタイム労働法関係相談・指導等状況](#)

[資料4 男女雇用機会均等法のあらまし](#)

[資料5 育児・介護休業法のあらまし](#)

[資料6 パートタイム労働法の概要](#)

[資料7 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内](#)

I 雇用均等行政関係法令施行状況

1 男女雇用機会均等法関係

(1) 相談状況

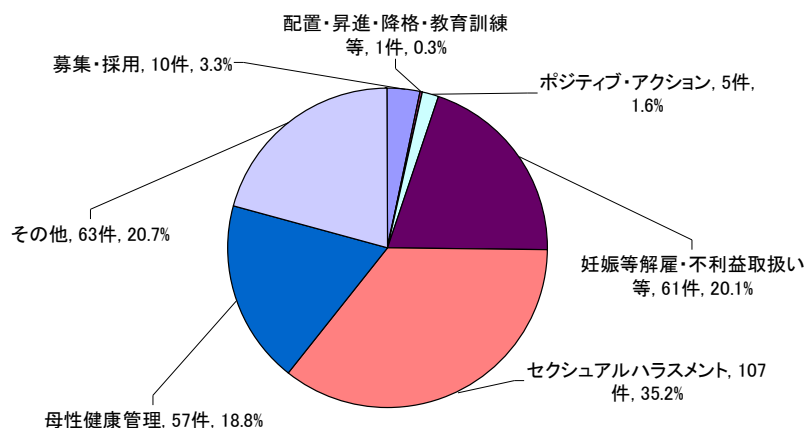
相談件数は304件であり、前年度の241件から26.1%増加している。内容をみると、セクシュアルハラスメントに関するものが107件で全体の35.2%と前年度(123件、51.0%)と同様に最も多く、次いで妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い61件(20.1%)、母性健康管理措置※57件(18.8%)となっている。

また、相談者をみると、女性労働者からの相談が145件(47.7%)と約半数を占めており、次いで事業主からの相談が110件(36.2%)となっている。また、男性労働者からの相談も9件寄せられており、いずれもセクシュアルハラスメントに関するものであった。

【別添事例、資料1、4参照】

※母性健康管理措置は、妊産婦のための健康診査等の時間確保及び妊産婦が医師の指導事項を守ることができるようにするための措置をいいます。

(図3)男女雇用機会均等法相談内容の内訳

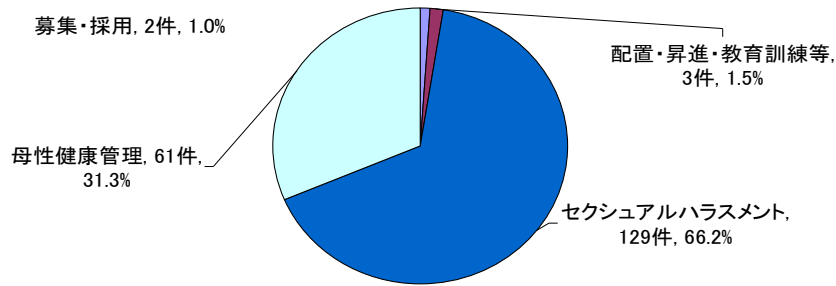


(2) 指導状況

第29条に基づき、82事業所を対象に195件(前年度149件)の助言を行った。内容は、セクシュアルハラスメントに関する事項が129件(66.2%)で前年度(84件、56.4%)と同様に最も多く、次いで母性健康管理措置が61件(31.3%)となっている。

【資料1、4参照】

(図4) 男女雇用機会均等法指導内容の内訳



(3) 個別紛争解決援助の状況

第17条に基づく労働局長による紛争解決援助の申立件数は7件(前年度13件)であり、うちセクシュアルハラスメントに関するものが前年度と同じく4件、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するものが3件(前年度9件)であった。また、申立者はいずれも女性労働者であった。申立事案のほとんどは当事者双方が合意し、解決をみている。

第18条に基づく調停の申請件数は3件(前年度0件)あり、うちセクシュアルハラスメントに関するものが2件、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するものが1件であった。また、申請者はいずれも女性労働者であった。申請事案については、2件は平成23年度中に終了し、うち1件は当事者双方が受諾勧告案を受諾し解決した。

【別添事例、資料7参照】

2 育児・介護休業法関係

(1) 相談状況

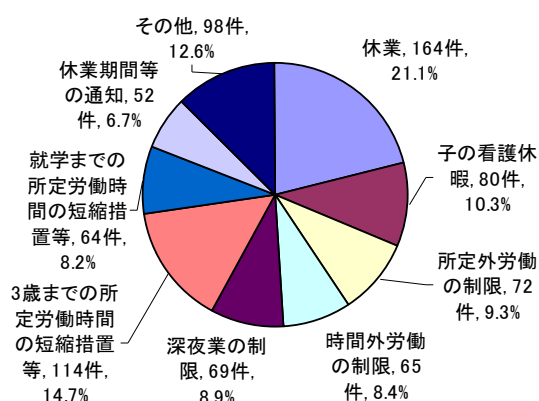
相談件数は1,208件であり、改正法が施行された平成22年度に前年度比で約2.5倍に増加したまま件数はほぼ横ばいとなっている。内容をみると、育児に関するものが778件(64.4%)と介護に関するもの(421件、34.9%)より多くなっている。内容を具体的にみると、育児関係で最も多いのは、育児休業関係が164件(21.1%)となっており、次いで3歳までの所定労働時間の短縮措置等が114件(14.7%)となっている。一方、介護関係で最も多いのは、「介護休業」が64件(15.2%)となっており、次いで介護休暇が59件(14.0%)となっている。

相談者は事業主が879件と最も多く、全体の72.8%を占めており、相談内容は法に係る制度の内容に関することや、就業規則の整備に関すること等であった。一方、労働者からの相談は101件であり、全体の8.4%を占めており、相談内容は育児休業取得を理由とした労働条件の不利益変更や解雇等に関するもの、期間雇用者の育児休業取得に関するもの等であった。

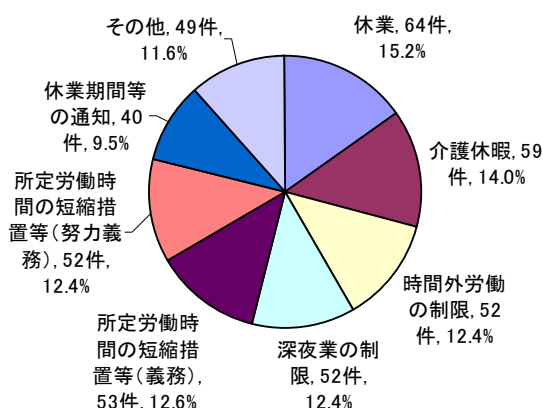
【別添事例、資料2、5参照】

(図5) 育児・介護休業法相談内容の内訳

① 育児関係



② 介護関係



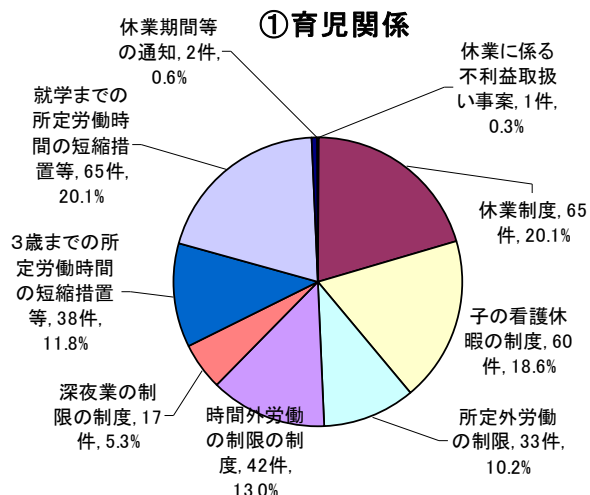
(2) 指導状況

第56条に基づき、119事業所を対象に537件（前年度562件）の助言を行った。指導事項としては、育児関係が323件(60.1%)を占めている。内容を具体的にみると、育児関係で最も多いのは育児休業制度及び就学までの所定労働時間の短縮措置等で65件(20.1%)となっている。介護関係(192件、35.8%)で最も多いのは、所定労働時間の短縮措置等(努力義務)で85件(44.3%)、次いで介護休暇制度が35件(18.2%)となっている。

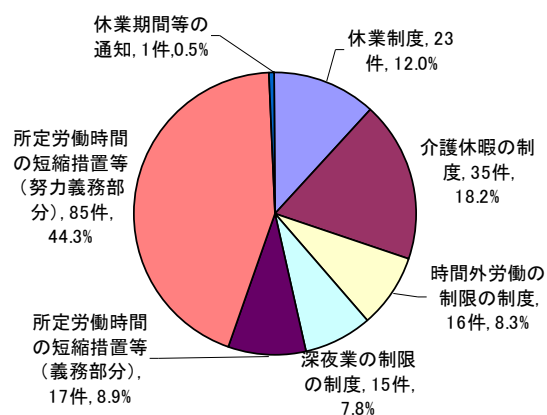
【資料2、5参照】

(図6) 育児・介護休業法指導内容の内訳

① 育児関係



② 介護関係



(3) 個別紛争解決援助の状況

個別紛争解決援助の受理件数は6件（前年度7件）で、すべて育児休業に関する事案であった。内訳をみると、育児休業を取得したところ復職を拒まれるなど、育児休業の取得を理由とした不利益取扱いが5件と最も多い。また、期間雇用者が育児

休業の取得を拒否された事案が1件あった。申立てのあった6件のうち、1件を除いてはすべて解決されている。

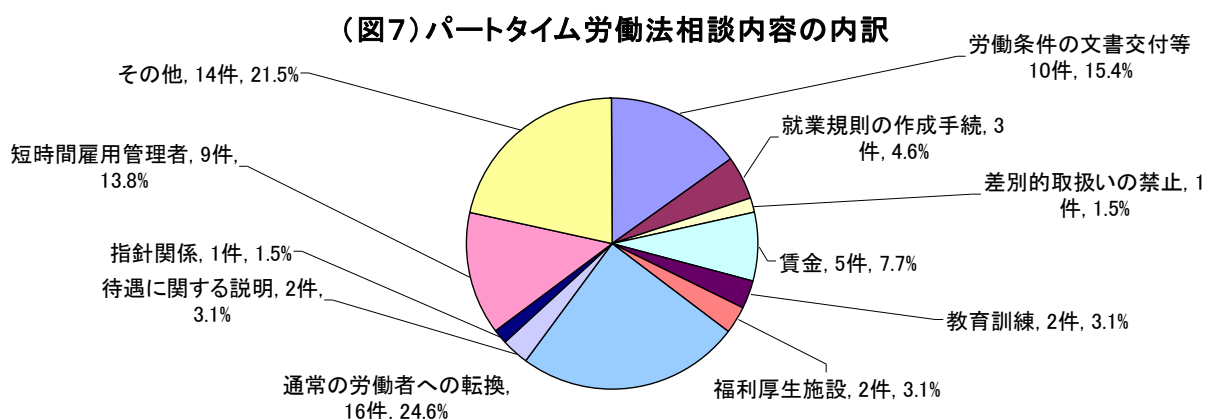
【別添事例、資料7参照】

3 パートタイム労働法関係

(1) 相談状況

相談件数は65件（前年度124件）であった。相談内容をみると、通常の労働者への転換措置に関するものが16件（24.6%）、労働条件に関する文書交付等が10件（15.4%）と多くなっている。また、相談者をみると事業主からの相談が30件（46.2%）と約半数を占めている。

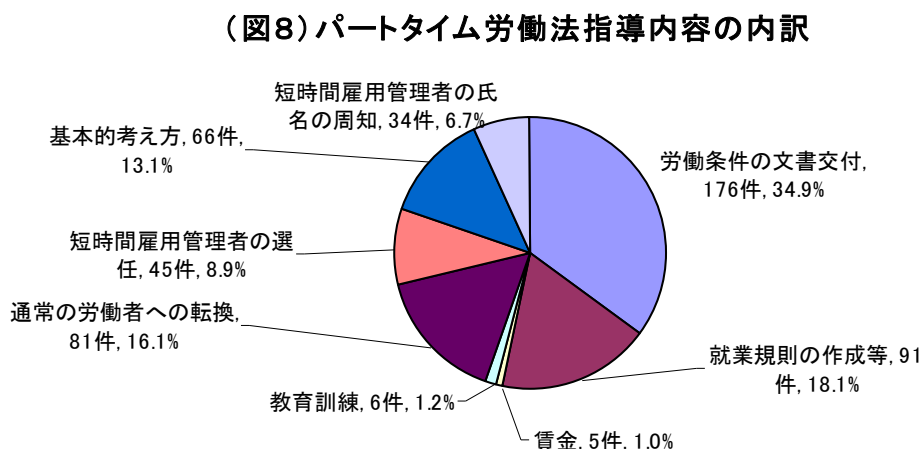
【資料3、6参照】



(2) 指導状況等

第16条に基づき、188事業所を対象に504件（前年度828件）の助言を行った。内容は、労働条件に関する文書交付等に関する事項が176件（34.9%）で前年度（305件、36.8%）と同様に最も多く、次いで就業規則の作成手続が91件（18.1%）、通常の労働者への転換措置が81件（16.1%）となっている。

【資料3、6参照】



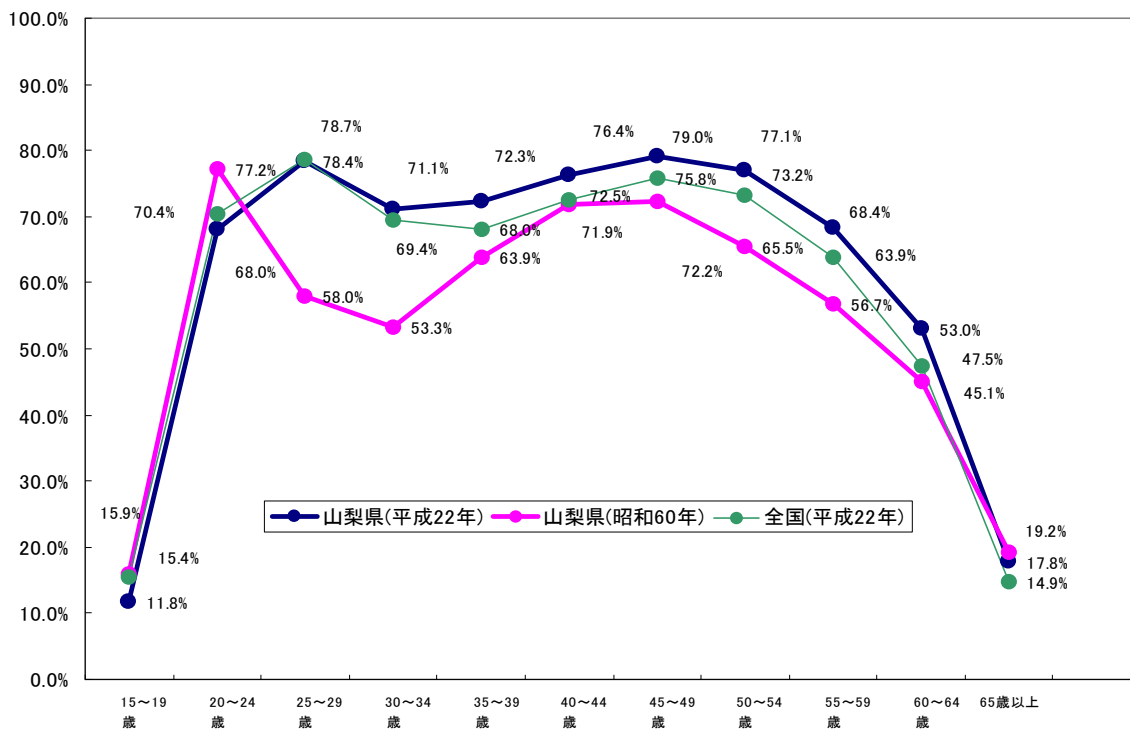
II 山梨県の働く女性の現状

平成22年に実施された国勢調査(総務省統計局)の結果が一部公表されたことから山梨県内の働く女性の現状について、他の調査結果も用い、男女雇用機会均等法施行前の昭和60年と比較した(男女雇用機会均等法の施行は昭和61年4月)。結果は次のとおりである。

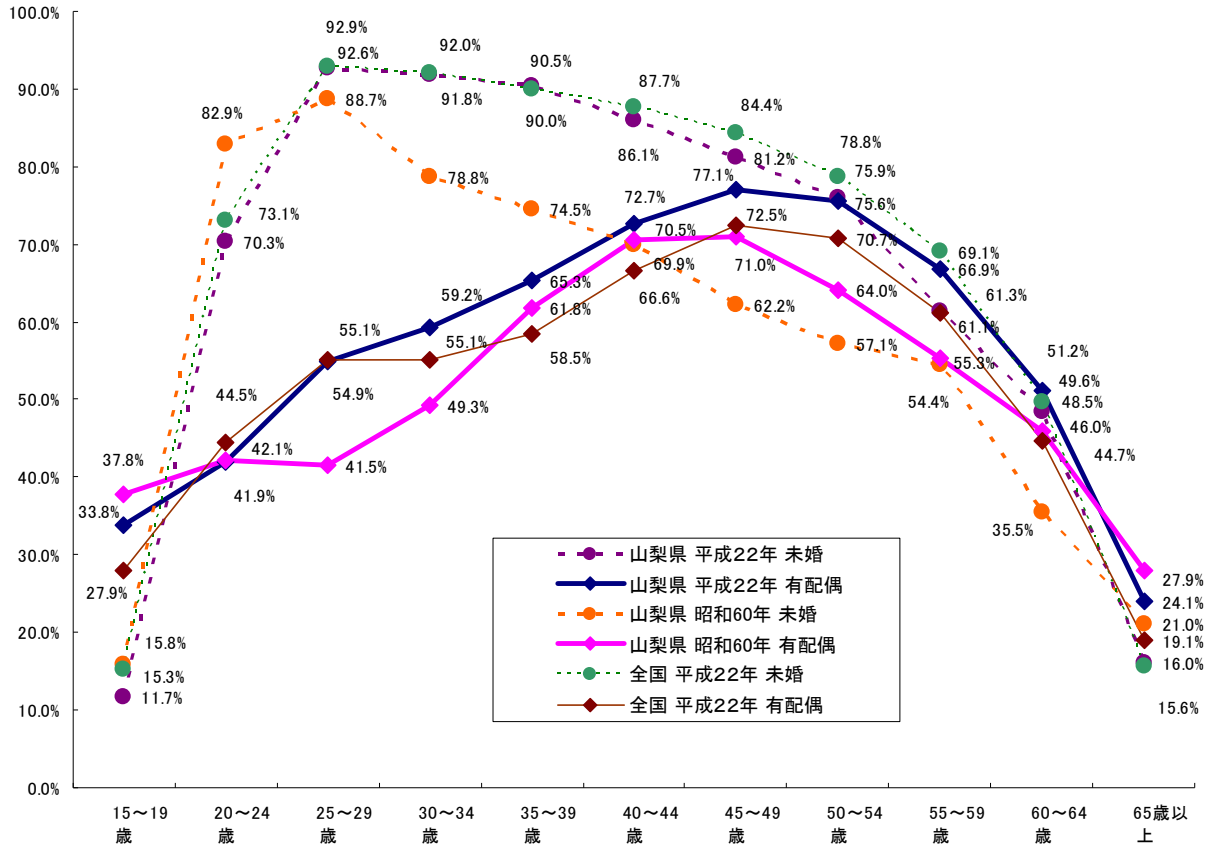
1 M字型カーブの変化

- 均等法施行前の昭和60年のM字型カーブは、「20～24歳」と「45～49歳」が左右のピークで、「30～34歳」が53.3%と底になっていた。
- 25年後の平成22年は、「30～34歳」が底になっているものの、労働力率は71.1%と大幅に上昇しており、M字型が台形に近づいている。
- 配偶関係別に労働力率の変化をみると、有配偶者については、25～64歳の年齢階級において、昭和60年を上回っている。また、有配偶者の労働力率はほとんどの年齢階級において、全国を上回っている。

女性の年齢階級別労働力率



女性の配偶関係、年齢階級別労働力率

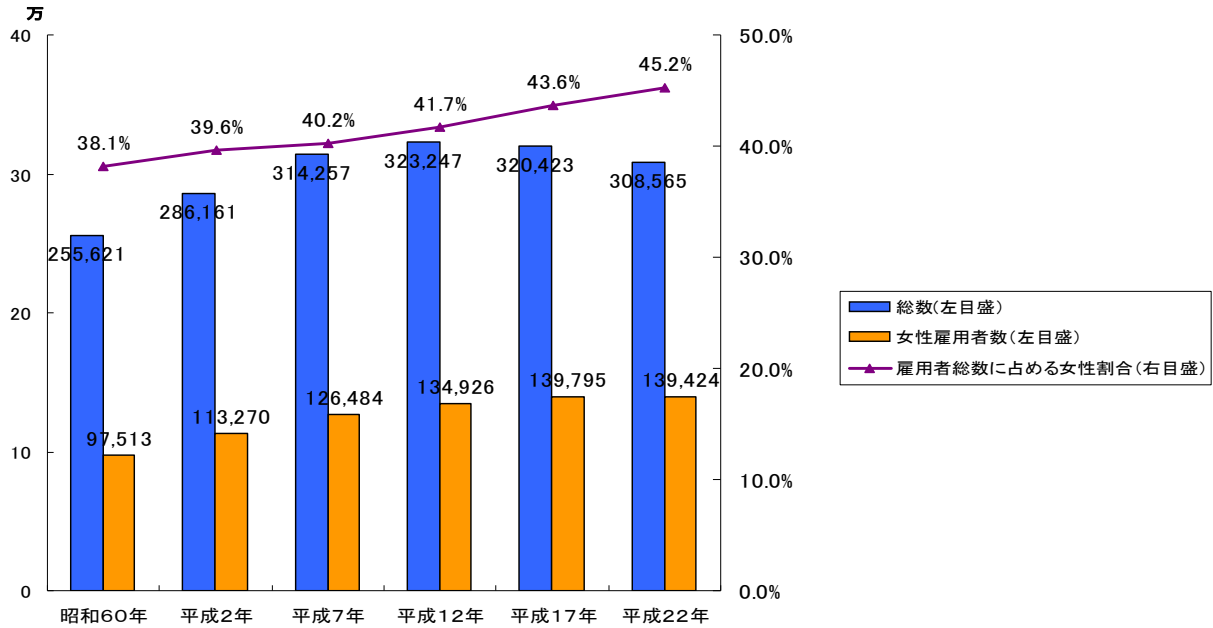


資料出所： いずれも総務省「国勢調査」

2 雇用者数の推移

- 昭和60年の女性雇用者数は、97,513人。雇用者総数に占める女性割合は、38.1%であった。
- 平成22年の女性雇用者数は139,424人で、昭和60年と比較し、4割増加している。雇用者総数に占める女性割合は、45.2%と、7ポイント上昇している。

雇用者数の推移



※役員を除く

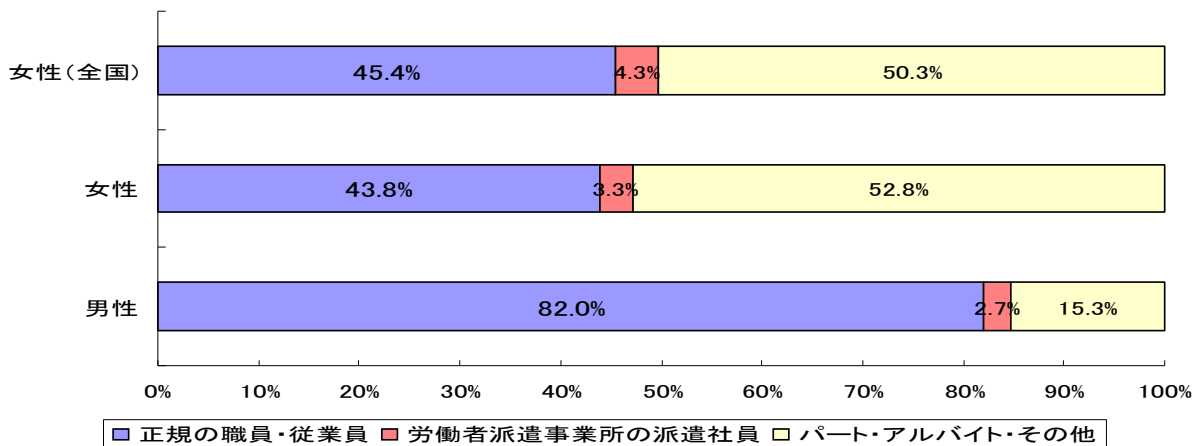
資料出所：総務省「国勢調査」

3 平成22年における雇用者の状況

[従業上の地位]

- 平成22年の女性雇用者の従業上の地位をみると、正規の職員・従業員は43.8%と、男性の82.0%を大きく下回っている。
- パート・アルバイト・その他は52.8%と、半数を超えている。
- 男性は20～64歳で正規の職員・従業員の割合が高くなっているが、女性は35～39歳を超えると、パート・アルバイト・その他が多くなっている。

従業上の地位、男女別雇用者(平成22年)

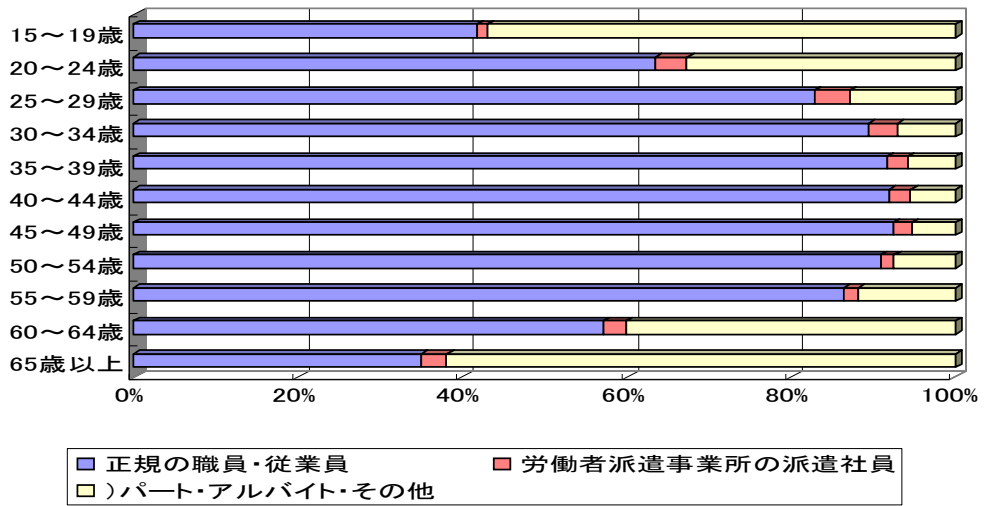


※役員を除く

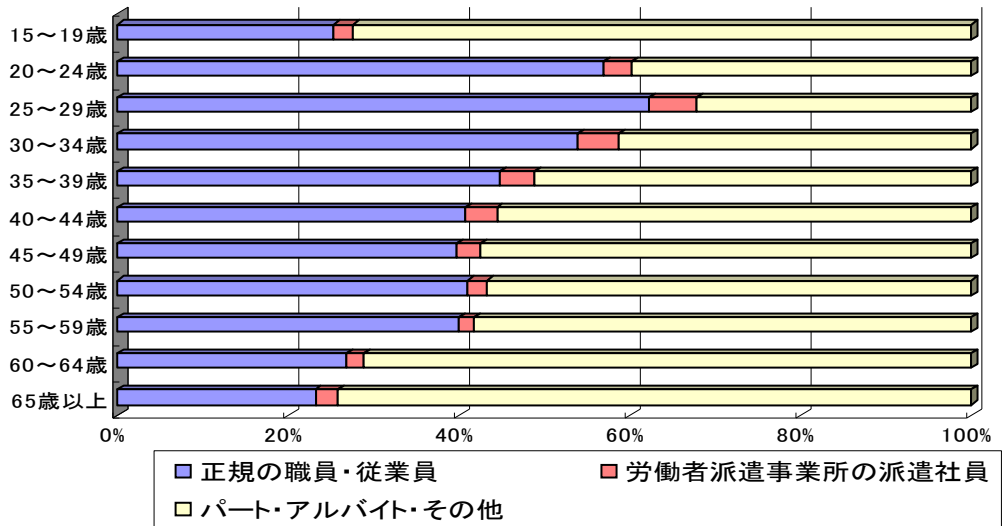
資料出所：総務省「国勢調査」

従業上の地位、年齢（5歳階級）、男女別雇用者（平成22年）

〔男性〕



〔女性〕



※役員除く

資料出所：総務省「国勢調査」

〔産業〕

- 平成22年の女性雇用者が働く産業は、医療、福祉が最も多く全産業中2割以上を占めている。また、同産業に女性が占める割合も約8割と全産業中最も多くなっている。これは全国と同じ傾向である。

	山梨県				全国					
	総数 (人)	うち女性(人)		産業別 構成比	女性比 率	総数 (人)	うち女性(人)		産業別 構成比	女性比 率
計	308565	139424	100.0%	45.2%	46286655	20761317	100.0%	44.9%		
農業, 林業	2840	1097	0.8%	38.6%	352794	148197	0.7%	42.0%		
漁業	49	15	0.0%	30.6%	50699	8974	0.0%	17.7%		
鉱業, 採石業, 砂利採取業	261	44	0.0%	16.9%	18946	2828	0.0%	14.9%		
建設業	20047	2748	2.0%	13.7%	2950470	448475	2.2%	15.2%		
製造業	73016	23561	16.9%	32.3%	8503018	2623240	12.6%	30.9%		
電気・ガス・熱供給・水道業	2245	376	0.3%	16.7%	281392	39648	0.2%	14.1%		
情報通信業	4612	1463	1.0%	31.7%	1448833	413321	2.0%	28.5%		
運輸業, 郵便業	14438	2433	1.7%	16.9%	2963494	566659	2.7%	19.1%		
卸売業, 小売業	47974	26862	19.3%	56.0%	7948663	4263577	20.5%	53.6%		
金融業, 保険業	8451	4531	3.2%	53.6%	1413639	801251	3.9%	56.7%		
不動産業, 物品賃貸業	2915	1170	0.8%	40.1%	699928	270186	1.3%	38.6%		
学術研究, 専門・技術サービス業	5615	2185	1.6%	38.9%	1285482	457341	2.2%	35.6%		
宿泊業, 飲食サービス業	19889	12962	9.3%	65.2%	2635828	1704409	8.2%	64.7%		
生活関連サービス業, 娯楽業	12263	7428	5.3%	60.6%	1575813	967100	4.7%	61.4%		
教育, 学習支援業	17427	9758	7.0%	56.0%	2376113	1298088	6.3%	54.6%		
医療, 福祉	38601	30058	21.6%	77.9%	5681683	4517174	21.8%	79.5%		
複合サービス事業	3692	1548	1.1%	41.9%	367493	158666	0.8%	43.2%		
サービス業(他に分類されないもの)	14553	5082	3.6%	34.9%	2782840	1095546	5.3%	39.4%		
公務(他に分類されるものを除く)	15483	4145	3.0%	26.8%	2015417	521944	2.5%	25.9%		
分類不能の産業	4194	1958	1.4%	46.7%	934110	454693	2.2%	48.7%		

※役員除く

資料出所：総務省「国勢調査」(平成22年)

〔職業〕

- 平成22年の女性雇用者が働く職業は、事務従事者が最も多く全産業中約3割を占めている。
- 女性比率が高いものは、サービス職業従事者、事務従事者で、いずれも女性の占める割合は6割を超えている。
- 管理的職業に従事する女性は全体の0.9%であり、また、同職種に占める女性の割合は11.6%と低くなっている。

	山梨					全国		
	女性			男性		女性		
	総数 (人)	職業別 構成比	女性 比率	総数 (人)	職業別 構成比	総数 (人)	職業別 構成比	女性 比率
計	143500	100.0%	42.5%	194400	100.0%	21467600	100.0%	43.3%
管理的職業従事者	1300	0.9%	11.6%	9800	5.0%	204200	1.0%	13.9%
専門的・技術的職業 従事者	21600	15.1%	46.9%	24500	12.6%	3733900	17.4%	48.3%
事務従事者	44300	30.9%	63.8%	25200	13.0%	6284400	29.3%	58.2%
販売従事者	17000	11.8%	41.0%	24600	12.7%	2956800	13.8%	42.1%
サービス職業従事者	27800	19.4%	65.4%	14700	7.6%	3900000	18.2%	69.5%
保安職業従事者	700	0.5%	9.1%	7000	3.6%	61500	0.3%	5.8%
農林漁業従事者	600	0.4%	27.3%	1600	0.8%	115000	0.5%	28.5%
生産工程従事者	18600	13.0%	29.4%	44700	23.0%	2109600	9.8%	28.7%
輸送・機械運転従事者	200	0.1%	1.8%	10800	5.6%	49200	0.2%	2.5%
建設・採掘従事者	400	0.3%	2.6%	15100	7.8%	28000	0.1%	1.4%
運搬・清掃・包装等従 事者	9700	6.8%	40.2%	14400	7.4%	1639700	7.6%	47.4%
分類不能の職業	1300	0.9%	38.2%	2200	1.1%	385300	1.8%	46.4%

※役員除く

資料出所：総務省「国勢調査」(平成22年)

※山梨県については抽出速報集計

4 平均年齢及び平均勤続年数の推移

- 女性の平均年齢は上昇し、勤続年数も伸長している。

	平均年齢の推移(歳)				平均勤続年数の推移(年)			
	山梨県		全 国		山梨県		全 国	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
昭和60年	36.0	38.7	35.4	38.6	6.9	10.7	6.8	11.9
平成 2年	36.7	38.8	35.7	39.5	7.0	11.2	7.3	12.5
7年	36.6	39.2	36.5	40.1	7.5	11.6	7.9	12.9
12年	37.3	40.1	37.6	40.8	8.8	12.2	8.8	13.3
17年	40.2	41.8	38.7	41.6	9.1	12.8	8.7	13.4
21年	41.1	42.4	39.4	42.0	8.8	12.6	8.6	12.8
22年	41.4	41.9	39.6	42.1	8.8	12.3	8.9	13.3
23年	41.6	42.3	39.9	42.3	9.4	12.6	9.0	13.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

5 賃金の推移

- きまって支給する現金給与額及び所定内給与額ともに昭和60年と比べ増加している。
- 男性との賃金格差は縮まっているものの、全国より大きくなっている。

(単位：千円、男女間格差：男性=100)

		きまって支給する現金給与額			所定内給与額		
		女性	男性	男女間格差	女性	男性	男女間格差
山 梨	昭和60年	150.4	258.3	58.2	141.4	230.0	61.5
	平成 2年	181.3	306.1	59.2	171.3	272.2	62.9
	7年	218.4	345.9	63.1	206.8	315.7	65.5
	12年	229.3	360.4	63.6	217.0	326.1	66.5
	17年	234.2	363.0	64.5	217.0	327.8	66.2
	21年	224.9	329.0	68.4	212.6	307.3	69.2
	22年	223.4	335.4	66.6	209.9	305.1	68.8
	23年	226.9	339.0	66.9	213.6	306.5	69.7
全 国	昭和60年	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
	平成 2年	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2
	7年	217.5	361.3	60.2	206.2	330.0	62.5
	12年	235.1	370.3	63.5	220.6	336.8	65.5
	17年	239.0	372.1	64.2	222.5	337.8	65.9
	21年	243.2	354.6	68.6	228.0	326.8	69.8
	22年	243.6	360.0	67.7	227.6	328.3	69.3
	23年	248.8	360.2	69.1	231.9	328.3	70.6

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」